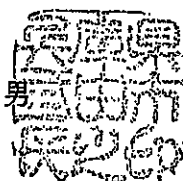


三総第349号の2
令和2年12月28日

兵庫県地域人権運動連合
議長 前田 泰義 様
丹有地域医人権運動連合会
会長 西本 嘉宏 様
丹有地域人権運動連合会
三田市支部長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



憲法の原則通りの市民施策の充実と

「同和行政」の完全終結を求める要求書について（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年11月20日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 2017年国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准が50カ国になり、来年1月22日に発効します。日本は唯一の被爆国でありながら、世界の趨勢に逆行する態度を表明しています。三田市は、「非核平和都市宣言」だけでなく、「核兵器禁止条約」の批准を早期に行うように国に要請すること。また、戦争は人権破壊の最たるものです。違憲立法である「安保法制」（戦争法）の廃止と戦争放棄を謳った憲法9条の遵守を国に表明・要請すること。2019年11月17日に結成された憲法を守る「全国首長9条の会」加入を検討されたい。昨年度の回答では「今後の国会審議等を十分に検討」とされましたが、検討結果を明らかにすること。（人権推進課）

「核兵器禁止条約」については、本市が加盟している「平和首長会議」を通して、内閣総理大臣に対し「核兵器廃絶に向けた取り組みの推進について」により、日本政府には、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国になっていただくよう、また、核保有国と非核保有国の橋渡し役として核軍縮に向けてリーダーシップを発揮していただくよう要請しています。

また、憲法9条に関しては、日本国憲法の基本原理である平和をしっかりと守っていくことを前提として国会で十分に審議されるべき問題であり、「全国首長9条の会」への参加については考えておりません。

2 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、憲法の人権概念に基づき、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。

①特に新型コロナウイルス感染症により、三田市が進める「三田市民病院改革プラン」や「済生会との関係協議」（急性期医療の拠点病院づくり）は誤りであること明確になりました。市民団体が要

請している、「市民の生命と身体を守る大切な三田市民病院を公立の総合病院として存続させ、さらなる充実に努めること」について真摯に協議する場を設定すること。また、保健所の設置を県に要請すること。(市民病院改革プラン推進課)

三田市としては、平成 29 年 3 月末に策定をいたしました「三田市民病院改革プラン」に則り、病院改革に向けた様々な検討を行うなかで、広域的な枠組みの中で、医療資源の集約による持続可能な急性期医療を堅持、更には充実することで、将来に亘って市民の命を守るために急性期医療の拠点病院づくりに向けた取り組みを進めております。

また、市民参加に関する手続きについては、市として市民病院に関する構想案を取りまとめる段階におきまして、市民の皆さまに対するご説明やご意見を頂く場を設けたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

②特に、すべての子ども達に行き届いた教育を保障するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、少人数学級実現のためにも中学校の統廃合を中止すること。(教育総務課)

新型コロナウイルスの感染防止のため、学校規模に関わらず、窓を開けて換気を行うことや、マスクの着用、手洗いを徹底することなど、可能な限りの感染症対策に鋭意取り組んでいるところであり、この感染防止の取り組みと学校再編とは異なるものと考えます。

また、1学級における少人数化を進めることと、学校の小規模化に対する取り組みについては、異なるものであり、少人数学習については、学校規模の大小に関わらず、市内の各学校においても、実施しているところであり、今後も継続してまいります。

学校は、勉強を学ぶ場であると同時に、学びを通してさまざまなコミュニケーション能力や、人間関係における調整力を育むための大切な出会いの場であり、学校において多様な出会いを確保し、学習活動や部活動など、あらゆる場面において、様々な選択が可能な環境を整えることが大変重要です。中学校の再編については、引き続き保護者、地域の皆さまとともに協議を進めてまいります。

③特に、「子育てするならさんだ」と宣伝しておいて、その一環の「子どもの医療費無料化」施策を一部中止したことは、市民に責任ある行政でない。元に戻すこと。昨年度の回答では、「急激な財政難」等も一部中止の理由にあげられましたが、副市長の2人制等市民の意見を聞かずに、導入されています。三田市の事業の見直しをして、財政確保をすべきです。他都市も同様に実施しています。(国保医療課)

こども医療費の改正は、将来にわたり市民が安心して生活することができる仕組みや制度づくりの視点を重視し、市民全体の負担バランス、低所得者等への配慮を考え、目前の財源確保だけでなく中長期的な視点を持って、議会とも協議を経て制度の再構築を行ったものであります。

今後も持続可能な制度として維持させつつ、限られた資源を最大限に有効活用し、実質的な公共サービスの維持・向上を図ることこそが行政に課せられた命題であると考えており、完全無料の制度へ戻すことは考えておりません。

3 去る6月に実施された「三田市人権と共生社会に関する意識調査」(以下「意識調査」)において、具体的な人権課題として8分野(「部落差別」「障害のある人の人権」「外国籍の人の人権」「子どもの人権」「女性の人権」「高齢者の人権」「性的指向・性的不適合に関する人権」「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」)しかあげられていません。これは、憲法で保障された基本的人権を無視するものです。そのため、三田市が新型コロナウイルス感染症による学校

の一斉休校に伴い市給食センター臨時職員の働く者の権利と生活を侵害する人権侵害を起こした経緯を踏まえ、「三田市人権施策基本方針」を見直すとともに、「人権問題」とは何かを明らかにすること。(人権推進課)

意識調査の調査項目とした8分野は、三田市人権施策基本方針に重点施策として掲げる人権課題となっております。この三田市人権施策基本方針では、重点施策8分野の他、国の人権教育・啓発に関する基本計画と同様12項目を明示的に掲げ、人権課題の解決に資する施策を実施することとしております。

「人権問題」とは何かについては、昨年の回答どおりです。

また、「基本方針」については、「条例」の制定後に見直しを検討してまいります。

①昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応や指導の具体的な内容と結果を明らかにすること。

実施回数といたしましては、毎週月・金をモニタリング実施日とし、87回モニタリングを行いました。削除対象及び削除依頼は、ゼロ件でした。

②昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること。

相談総数は、210件でした。うち、電話による相談が、106件、面談による相談が70件、ファックス等が2件、学習相談は、32件でした。人権相談における相談内容別の主なものでは、部落差別5件、女性5件、疾病に関するもの14件などでした。

③「意識調査」の「結果速報値」では、三田市が「部落差別の現状・到達点と解決の道筋・展望」を明らかにしていないことが原因と思われる結果もあります。昨年度の回答では、部落差別に関する事案として、「令和元年度」では「誹謗中傷発言事案が1件」とされていますが、個別対応で十分可能です。「同和施策」を継続する必然性もありません。「人権・同和施策」を廃止すること。

歴史の過程で形づくられた身分階層構造を理由とする誹謗中傷行為、差別助長行為、忌避意識がなくなることが部落差別問題の解決の到達点であり、差別の現実がある限り「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた施策を講ずるように努めてまいります。

④「意識調査」では、一般的な行政用語を使わず、「被差別部落」「差別を受けてきた地域」等を使用されているが、現在、どのような「差別を受けている」のか明らかにすること。昨年度の回答では、「『差別を受けなければならない地域や人は、どこにも存在しません。』という内容につきましても、…啓発してまいります。」とされていますが、「意識調査」ではその回答と異なる設問が設定されています。理由を明らかにすること。

今回の意識調査からは「どのような差別を受けている」のか明らかにはなっておりませんが、「部落差別に関する不当な扱いや言動」により人権侵害を感じた人が、過去4年の間に1,420人のうち2人いる結果となっています。

「差別を受けなければならない地域や人は、どこにも存在しません」が、差別を受けている現実があるため、意識調査により状況を把握しようとするものです。

- 4 2002年の「同和に関する法律」<「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)>の終了を踏まえ、「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報されたい。(人権推進課)

人権さんだ(平成31年1月15日号)の中で、「差別を受けなければならない地域は、どこにも存在しません。」というコメントを掲載しましたが、「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民」が存在しないことを積極的に広報することについては、以前から『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等行うことは考えておりません。

- 5 「同和地域」の線引きを残し部落問題解決に逆行する、市単独費用で実施されている社会事業である「解放学級」を廃止すること。(人権推進課)

①昨年度の回答では、「現在も部落差別は存在する」実態として、「インターネット上において、特定の地区名に対する差別書き込みなど深刻化している状況にあります。」とされていますが、その事実を具体的にあげること。毎年、公表されている法務省の「『人権侵犯事件』の状況について(概要)」とは、現状認識が異なります。異なる具体的な実態をあげること。

三田市が実施している「モニタリング」の取り組みの中で、特定の地区名を挙げ、精神病院が立っているところは部落だと記載した書き込みが報告されています。それが特定の人物や団体を指定した差別書き込みであるとは言えませんが、特定地域を同和地区であると摘示するとともに、当該地区の住民への差別を助長させるような内容が書き込まれており、『「人権侵犯事件」の状況について(概要)』の中の【事例3】等にも相当する案件です。この件についてはすでに削除要請をしておりますが、いまだに削除されていない状況です。差別はインターネット上で形を変えて存在していると考えております。

②解放学級が目指している「差別に負けない力」とは、「差別を受けなければならない地域はどこにもないこと」「差別はされる側の責任でなく、する側にこそ問題があること」は、どこの地域でも同じではありませんか。市の単費約130万円を使い、小4、中4の8地域のみ実施している理由を明らかにすること。約130万円の内、約90万が「地域指導者謝金」として使われており、その実態が不明朗であることが昨年度の懇談で明らかになりましたので、廃止すること。また、解放学級に関する次の資料を提出すること。

○「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」○「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無○生徒募集資料○謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容○教職員の勤務形態「専免」の実態と確認

解放学級は、児童生徒が将来、「差別を受ける」、あるいは「差別に出会う」という場面に遭遇した時に、「差別を見抜き、それにどう対応すべきか」を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施しています。それを支える地域住民や保護者もまた、自身がつらい体験をしており、同じ思いを子どもにさせたくないという思いで解放学級を捉えています。よって、これらの差別がある限り、この事業を継続していく必要があると考えております。これを支援する地域住民に対しては、適正な処理により謝金事務を執行しております。

- 6 12月の人権旬間に行われている「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について(人権推進課)

①教員と市職員の参加に係わる「通知」を明らかにされたい。

市職員に対しては、別紙通知のとおりです。

②そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権講演」とは分離すること。これまでの内容が、「市民の差別意識」問題に偏っており、参加が「自由意志」なのに強制になっている。

8月に実施した人権のまちづくり推進月間に取り組んだ内容を12月の人権週間に表彰するというので、今後も引き続き実施してまいります。

なお、講演の内容が「市民の差別意識」問題に偏っている点については、ご意見として参考とさせていただきます。また、参加を強制しているとのことですが、主体的に参加していただいております。参加しないことによって、教員及び市職員に不利益を生じさせたこともありません。

7 策定が進められている「三田市人と人との共生条例」の「立法事実」を明らかにされたい。

(人権推進課)

立法事実については、障害者虐待事案やインターネット上の部落差別書き込み、また、今後増加が予想される在住外国人や性的マイノリティの方の生きづらさ、さらには新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や差別など、人権課題は様々な分野へ広がるとともに、それぞれが重なり合うなど複雑化する課題にも対応していかなければなりません。このような状況において、市民誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の多様性を認め合い、社会的な孤立や排除から守り、人と人が支え合い共に生きていくまちをめざし、あらゆる人権に関する課題の解決に向け、行政だけではなく市民や事業者とともに、将来にわたって取り組みを進めていくためには、その仕組みや取り組み手法等を規定した条例が必要であると考えております。

8 民間組織である「三田市人権を考える会」の事務局を人権推進課の職員が担当することをやめること。また、約470万円の「補助」でなく丸抱えの「運営資金」の提供を廃止すること。

(人権推進課)

①昨年度の回答では、「三田市人権を考える会」についてオンブズパーソンの調査結果（「公私協同時代における職員の職務専念義務のあり方」の調査に対して「地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に反するのではないかという疑義」）をあげられ、「見直しの対象に該当しない旨の見解が示された」とされているが、人権推進課職員の「職免」の実態と確認方法を明らかにすること。

「三田市人権を考える会」の業務は「見直しの対象に該当しない」旨が示されたため、市職員は職免として業務にあたっておりません。

②また、昨年度の回答では、「当該団体の業務の全部が三田市と協同して行う業務であり、その三田市の分担している部分が三田市が行う業務と判断できる。」ことも「見直しの対象に該当しない旨の見解が示された」とされているが、これでは民間組織とは言えないのではないのか。三田市が業務を行えば良いではないか。それなら約470万円が削減できるのではないのか。

また、三田市では、既述のような民間組織が他にあるのか。

三田市人権を考える会は、人権を啓発・推進する市内最大の民間団体として、様々な組織や団体、個人により構成され、人権尊重のまちづくりを進める役割と責任を担っており、三田市人権を考える会と行政とが両輪となって共に人権の啓発・推進活動を進めるものと考えて

ております。また、三田市人権を考える会ではなく、市が業務を行ったとしても事業費は必要であり、大きく変動するものではありません。

なお、三田市における記述のような民間組織は、三田市人権を考える会以外にもあります。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。